

～海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の申請について～

海区漁業調整委員会の選挙人名簿は、申請に基づいて毎年9月1日現在で選挙人の選挙資格を調査して調製することになっております。

選挙資格のある人は、当選挙管理委員会に申請していただく必要がありますので、次の事項に十分ご留意の上、申請書を提出されるようお願いいたします。申請をされない場合、選挙資格を有していても投票することができませんので、十分ご注意ください。申請書は、各部落事務所等を通じて配付致します。

1. 選挙権を有する人の範囲

(イ) 平成6年12月6日以前に出生した方で、東通村内に住所又は事業所を有し、1年に90日以上

(※) 漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する人。ただし、海そう漁業については、漁船の使用を条件としません。

※ 1年に90日以上とは、現実には沖に出た日だけでなく、漁具の手入れ等の準備作業、天候が悪く海に出られずに待機していた日なども含まれます。

(ロ) 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であって、その委員又は役員に就任後、前号に該当しなくなったため選挙権を失った人（この場合に該当する人は、委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。）

2. 申請の日付 平成26年9月1日現在

3. 申請の期間 平成26年9月1日から9月5日

<問合せ先> 東通村選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎27-2111

◇戦没者の妻に対し特別給付金が支給されます◇

下記の戦没者等の妻の方に特別給付金が支給されます。

■「第22回特別給付金国債い号」を受給されていた方[※]で、平成25年4月1日現在、恩給法による公務扶助料・特例扶助料、又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給付金等を受給している方。

※ この国債を時効により受け取ることができなかった方も対象となります。

(1) 支給内容 額面200万円、10年償還の記名国債

(2) 請求期限 平成28年6月13日まで

(3) 請求窓口 村税務住民課 住民グループ ☎27-2111（内線162）

<問合せ先> 青森県健康福祉政策課保護・援護グループ ☎017-734-9278

◇戦後、海外から引き揚げてこられた方々へ◇

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かり致しました、約87万件の下記のような未返還の保管証券類をお返ししております。

- 終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券
- 帰国前に樺太（^{まおか}真岡、^{おおどまり}大泊、^{とよさかえ}豊栄、^{るたか}留多加など）、満州（^{しんよう}瀋陽、^{きつりん}吉林、^{ぶじゅん}撫順、^{あんざん}鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの

返還請求はご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。『もしかしたら家にも...』とお気付きの方は、お気軽に最寄りの税関までお問い合わせください。

<問合せ先> 函館税関監視部統括監視官部門 ☎0138-40-4244
青森税関支署 ☎017-734-0780